

令和6年度 豊島区任期付職員採用選考案内

法務担当課長（課長級）

令和6年11月

豊島区

一般任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」第3条第2項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。

なお、勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。ただし、一部に例外があります。

1 募集職名、職務の級、採用予定数等

募集職名	法務担当課長	職務の級	5級職（課長級）
採用予定数	1名	勤務場所	豊島区役所本庁舎 （敷地内禁煙）
職務内容	（1）事業執行等の法的助言（法律相談）に関すること （2）行政不服審査、訴訟等への対応に関すること （3）条例、規則等の立案に関すること （4）職員の法務能力向上のための人材育成に関すること （5）その他法務に関する特命事項		
受験資格	以下のいずれにも該当する者 （1）司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者 （2）大学卒業後11年以上の者 （3）弁護士としての実務経験が5年以上ある者 （4）日本国籍を有する者 （5）地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者に該当しない者 ^{※1} （6）弁護士法第7条各号のいずれにも該当しない者 ^{※2} （7）現に豊島区の常勤職員でない者		

※1【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※2【弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）】

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、若しくは公務員であって免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けらるべきであったことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 採用予定日

令和7年4月1日

3 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

※採用された日から5年の範囲内において任期を更新する場合があります。

4 選考方法、選考日、会場等

（1）第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	令和6年12月上旬（予定）

※合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に郵送で結果を通知します。

※令和6年12月13日までに通知が届かない場合は、申込先へお問合せください。

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考日時 場 所	令和6年12月下旬（予定） 豊島区役所内（予定） ※選考会場及び集合時間は、第一次選考合格通知と併せてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和7年1月上旬（予定） ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※採用内定通知は特別区人事委員会の承認を得てから通知します。

5 申込手続

(1) インターネットによる方法

下記 URL・二次元コードより申込ができます。画面の指示に従い全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間内に送信してください。

(受付期間)

令和 6 年 11 月 6 日 (水) 8:30~令和 6 年 11 月 27 日 (水) 23:59

(期間内受信有効)

(URL) <https://logoform.jp/form/gXWR/779829>



※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、受付完了をお知らせするメールが自動で送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込期間中に問合せ先までご連絡ください。

※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

(2) 申込書記載による方法

所定の申込書に必要事項を記入し、職務経歴書を添えて下記の要領で申し込んでください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「豊島区任期付職員採用申込」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。

(郵送申込) 令和 6 年 11 月 6 日 (水) ~令和 6 年 11 月 27 日 (水) (消印有効)

(持参申込) 令和 6 年 11 月 6 日 (水) ~令和 6 年 11 月 27 日 (水) (8:30~17:00)

(申込み先) 〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

豊島区総務部人事課人事グループ (本庁舎5階)

TEL03 (3981) 1247 (直通)

※ 申込書類は一切返却いたしません。

※ 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

6 勤務条件等

(1) 初任給

年齢、採用までの職務経験等に応じて、豊島区の「職員の給与に関する条例」外関係諸規定に基づき決定します。

〈例〉 課長級 経験年数 15 年の場合…給与月額約 54 万円 (年収約 900 万円)

※ 給与月額には地域手当 (給料月額の 20%)、管理職手当を含みます。

※ 年収には期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。また、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

※ 昇給は、原則として年 1 回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務日・勤務時間

- ① 勤務日：原則として月曜から金曜まで
- ② 勤務時間：原則として８時 30 分から 17 時 15 分まで（１日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分）

(3) 休暇等

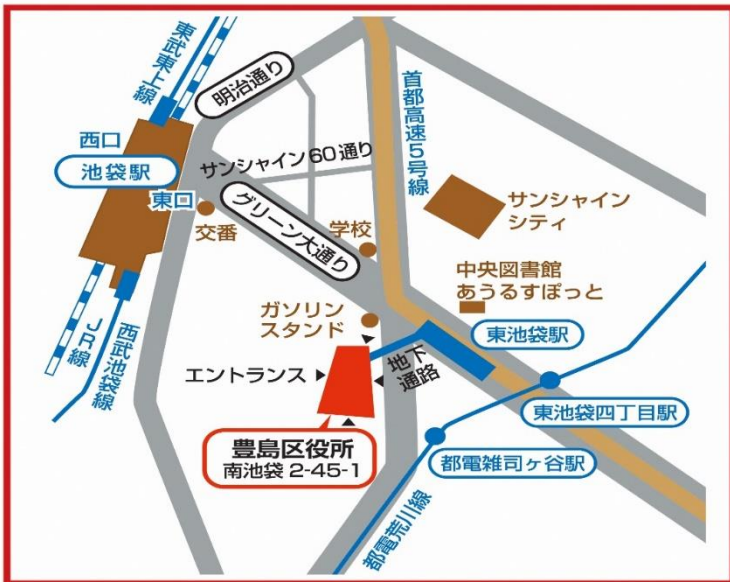
- ① 年次有給休暇：年間 20 日
- ② その他休暇等：慶弔休暇、夏季休暇、産前産後休暇、育児休業などの制度があります。

7 問合せ先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

豊島区総務部人事課人事グループ（本庁舎5階） TEL03（3981）1247（直通）

【豊島区役所本庁舎・案内図】



電車

- 池袋駅（JR 線、東武東上線、西武池袋線、東京メトロ副都心線・丸ノ内線・有楽町線）
…徒歩 9 分
- 東池袋駅（東京メトロ有楽町線）…地下通路で直結（改札から徒歩 3 分・1 番口方面）
- 都電雑司ヶ谷駅（都電荒川線）…徒歩 3 分
- 東池袋四丁目駅（都電荒川線）…徒歩 4 分

バス

- ・「豊島区役所」バス停…徒歩 2 分（国際興業バス「池 07 系統」）
- ・「東池袋 1 丁目」バス停…徒歩 4 分（都バス「都 02 乙系統」・「草 63-2 系統」）

(選考申込先) 豊島区総務部人事課人事グループ (豊島区南池袋 2-45-1)

(第二次選考会場) 豊島区役所内 (豊島区南池袋 2-45-1)